

公益社団法人群馬県柔道整復師会 委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人群馬県柔道整復師会（以下「本会」という）の定款 39 条の規程に基づき、本会の事業推進のため委員会を設置し、その組織及び運営について必要な規程を定めるものとする。

2 本会規程に定めない事項であつて、必要な事項は、会長が別に定める。

(種類)

第2条 委員会の種類は、次のとおりとする。

- (1) 会館事務所棟管理委員会
- (2) 会館多目的ホール管理委員会
- (3) 法規委員会
- (4) 適正対策委員会
- (5) 役員選任委員会

第3条 委員会は、第1条の目的達成のため、主として次のことについて推進を図る。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 会館事務所棟管理委員会 | (会館事務所棟の維持運営管理に関すること) |
| (2) 会館多目的ホール管理委員会 | (会館多目的ホールの維持運営管理に関すること) |
| (3) 法規委員会 | (定款や諸規程の研究見直し等に関すること) |
| (4) 適正対策委員会 | (運営上の諸問題の対策に関すること) |
| (5) 役員選任委員会 | (役員の選任に関すること) |

(組織)

第4条 委員会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、各委員とも2人以上8人以内とし、会員のうちから、理事会の議決を経て会長が委嘱する。委員は役員に準ずるものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とし、新たに選任された役員が就任するまではその職務を行わなければならない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長1人、副委員長を若干名置く。

2 委員長は、常務理事の中から会長が任命する。

3 委員長は、委員会の会務を統括する。

4 副委員長は、理事の中から委員長が指名し、会長が任命する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。

(委員会の招集)

第7条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となり議題を協議するとともに必要な事項を処理する。その他会長の要請により招集することができる。

(協議事項の周知)

第8条 本委員会における協議事項は、会員に周知するとともに、その実現に努めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この規程は、平成27年4月1日から一部改正し施行する。